

令和元年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

令和元年6月12日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（17名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
6 番	米 本 弥一郎	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	15 番	伊 藤 房 代
16 番	向 後 悦 世	17 番	景 山 岩三郎
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	高 橋 利 彦		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	山 崎 剛 成
行 政 改 革 推 進 課 長	井 上 保 巳	総 務 課 長	伊 藤 憲 治
企画政策課長	小 倉 直 志	財 政 課 長	伊 藤 義 隆
税 務 課 長	石 毛 春 夫	市民生活課長	遠 藤 泰 子

環境課長	木内正樹	保険年金課長	在田浩治
健康管理課長	遠藤茂樹	社会福祉課長	仲條義治
子育て支援課長	石橋方一	高齢者福祉課長	浪川恭房
商工観光課長	小林敦巳	農水産課長	宮内敏之
建設課長	加瀬博久	都市整備課長	加瀬宏之
下水道課長	丸山浩	会計管理者	多田英子
消防長	川口和昭	水道課長	宮負亨
庶務課長	栗田茂	学校教育課長	加瀬政吉
生涯学習課長	八木幹夫	体育振興課長	花澤義広
監査委員 事務局長	伊藤義一	農業委員会 事務局長	赤谷浩巳

事務局職員出席者

事務局長	高安一範	事務局次長	池田勝紀
------	------	-------	------

開議 午前10時 0分

○議長（向後悦世） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（向後悦世） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（向後悦世） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20番 高橋利彦 登壇）

○20番（高橋利彦） 20番、高橋です。

令和元年、初めての議会において、大きく分けて3点の質問を行います。

人口減少、少子高齢化により、年金の支給開始時期の先延ばしなど、多くの弊害が出ています。そのため、国は一億総活躍社会を掲げて、高年齢者雇用法などさまざまな施策を打ち出しています。

そこで、大きな1点目は、働き方改革と高年齢者の雇用について。

まず、働き方改革でございますが、働き方改革の概要と罰則の内容についてお尋ねします。また、この罰則制度は、民間企業、行政にも適用になるのか、さらにこの法律は、本年4月より施行されましたが、昨年の職員の残業、そして休暇の実績に照らし合わせると、何人が該当するのか、併せて、全職員の残業時間と時間外勤務の総額についてお尋ねします。

2点目でございますが、現在の職員定数条例の人数と計画の人数、それから職員実数についてお尋ねします。また、再任用職員、任期付職員や臨時職員は、職員適正化計画の職員に

含まれているのかお尋ねします。

また、人件費削減と言いながら、水道課でのお客様センターなどの業務委託料や、臨時職員の賃金は人件費でなく、全て物件費として取り扱われています。この物件費が大幅に増えています。そこで、臨時職員と再任用職員、任期付職員の5年前と現在の人数と経費、つまり人件費、賃金等についてお伺いします。また、それらの職員の1時間当たりの単価についてお尋ねします。

3は臨時職員でございますが、臨時職員の採用の目的と業務内容、それから一般職員との業務の違いについてお尋ねします。また、臨時職員の管理監督はどのようになっているのか、併せてお尋ねします。

4点目は、再任用職員の配置先及び配置先での業務内容についてお尋ねします。また、その業務は、再任用職員でなければならない業務なのかお尋ねします。併せて、月平均の勤務日数と給与、1時間当たりの金額についてもお尋ねします。

5は任期付職員でございますが、任期付職員の給与形態と勤務形態、業務内容について、それと再任用職員との業務の違いと1人当たりの人件費の違いをお尋ねします。

6、RPAとAIの活用について。

働き方関連法で、年次有給休暇取得や残業時間規制が定められました。民間企業では、RPAとAIを導入し、労働時間の短縮や職員削減に努めています。データ入力等、単純な事務作業の自動化が進み、その手法はソフトウェアを活用したロボテック・プロセス・オートメーション、つまりRPAです。大手企業では、9割以上が導入しています。本市ではどのように対応していくのかお尋ねします。

大きな2点目、市長の政治姿勢であります。まず1点目は、市長が出席する会議、交際について。市長は、昼夜問わず、各種会議などに出席して、忙しくて大変ですねと市民の声を聞きます。今年度、4月、5月の市長が出席した会議、行事などの出席した基準についてお尋ねします。

2点目は、各種計画に対する進捗状況をどのように考えているかでございますが、合併後の市町村では、人件費削減、抑制のために業務委託が多くなっています。本市でも高額な委託料を支出して作成した計画が多数あります。現在、それらの計画の進捗状況について、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

3点目は、人事評価に対する市長の考えでございますが、国の指導により、人事評価で勤勉手当の支給率の調整を行っていると聞いています。また、それにより、人事異動や昇格も

行っていると聞いていますが、どのような基準で昇格を行っているのかお尋ねします。

大きな3は、市の財政についてでございます。

まず1点目は、平成30年度の決算見込みについて。

平成30年度の一般会計の決算見込みについて、歳入総額、歳出総額、繰越明許などの翌年度に繰り越す財源を除いた純然たる繰越金の状況についてお尋ねします。また、平成30年度の交付税の状況について、総額とその内訳として、中央病院分、公債費分、実数、つまり自由に使える額について、併せてそれらの平成18年度と比較した増減額についてお尋ねします。また、平成30年度の国から地方公共団体へ交付される交付税額と、それを平成18年度と比較した増減、また、今全国の都道府県が幾つあるのか、それから市町村が幾つあるのかを、併せてお尋ねします。

2点目は、基金の今後の推移と基金の額についての考えであります。本市には多額の基金、つまり貯金があると市も説明し、市民も信じています。平成30年度末の財政調整基金の残高と、臨時財政対策債の起債残額、それから合併後の借り入れ総額についてお尋ねします。また、今後10年後の財政調整基金の推移について、併せてお尋ねします。

3点目でございますが、市長の報告などで、市は健全財政を堅持して、近隣の中でも財政も豊かななどと市民は思っております。しかし、借入金も多く、交付税に頼っている本市では、今後、借金返済の公債費などの義務的経費が増加すると財源が悪化して、市民要望に対応することが困難と思います。そこで、財政を悪化させないための対策をお尋ねします。併せて、来年度以降の財政推計はどのようなになっているのかお尋ねします。

4点目でございますが、毎年度、施設建設が行われています。施設の整備には、合併特例債や補助金などの財源が活用できますが、完成後の維持管理費については、税などの自主財源で賄わなければなりません。今後ますます維持管理費が増加すると思います。5年前の決算と直近の維持管理費の比較についてお尋ねします。また、今年度の維持管理費の総額について、併せてお尋ねします。

5点目は、税の収納率でございますが、平成30年度の税の決算見込みと徴収率と、5年前の決算と比較して、未納者の数についてお尋ねします。また、職員には守秘義務があり、税額や所得税など個人情報など、税務職員には重要な個人情報を知り得ます。特に、税の未納者リストは大変な情報です。よく市民の中では、誰々議員が税金を滞納しているなどという話を耳にします。当然、職員には守秘義務があり、漏れるわけがありませんが、現実ではそうではありません。また、市が計画している事業での話ですが、事業担当課の職員が、市民

に事業の協力を得に再三訪問し、承諾を得ようとしているようですが、その市民は、税の滞納のうわさを市から流されたということで立腹して、今後、市の事業には絶対協力しないとの話を聞きました。そこで、徴収対策会議の責任者及び未納者を把握している部署及び人数を併せてお尋ねします。また、情報漏えい対策として、どのような対策をとっているのかお尋ねします。

これで1回目の質問を終わり、あとは自席で行います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問に、私のほうから2番目の市長の政治姿勢についてということでお答えをしたいと思います。

市長が出席する会議、交際についてということでご質問がありました。

基準はということでありますけれども、基準ということはありません。そしてまた、私も、市内で活躍する各種団体の会議や総会等への出席については、精力的に出席をしようというようなことで、常日ごろ思っているところであります。

市政を円滑に推進していくためには、市民の方々や関係団体との意見交換、情報収集など、さまざまな場面に通じておりますので、そういった部分での必要性を十分認識しているところでありまして、なるべく多くの会議に参加したいと、そのように思っているところであります。

2番目の、各種計画に対する進捗状況ということでありますけれども、この各種事業、今旭はかなり多くの事業をやっているところでありまして、そのことについては担当課から回答させますが、いろんな事業を当初の計画どおり、ほぼ順調だという報告を受けているところであります。よろしくお願ひしたいと思います。

3番目の、人事評価に対する市長の考え方ということであります。

人事評価であります。職員の仕事を客観的に把握する上で有効な制度であると考えております。

本市の人事評価制度は、能力による評価と業績による評価との二つの側面から行っております。一生懸命頑張っている職員、結果を残した職員が、しっかりと評価される制度となっているところであります。

次に、評価結果につきましては、人事異動の参考にすることはもちろん、昇格や昇給、勤

勉手当への反映にも活用しているところでありまして、適材適所、そういった部分の基本的なそういった人事評価を参考にしているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（向後悦世） 総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私からは、大きな1番の働き方改革と高齢者の雇用についての質問、小項目で6項目について、順次お答えをいたします。

まず、その中の（1）働き方改革の中で、概要でございますが、大きなものを申し上げますと、残業時間の上限規制ですとか、年次有給休暇の5日間の取得義務を課すですとか、同一労働同一賃金、こういったものが大きな改正の内容でございます。

罰則があるかということでございますが、民間については罰則がございます。行政につきましても、罰則がある部分とない部分がございます。公営企業であります水道、あるいは技能労務事務職につきましても、罰則が適用されるということになっております。

それと、働き方改革の法律改正に伴った数値で見た場合の昨年の実績ということでございますが、昨年度、その時間外を、45時間を超えて勤務した人数は35人おりました。もう一つの制限であります年間360時間を超えて勤務した人間は3人でございました。あと、時間数ですけれども、すみません、これは総時間数ということになります、30年度の総時間外の総数としては4万時間ほどでございます。

次、（2）のほうに移りまして……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 時間外手当、すみません、金額が手元に今ございませんでした。

次、（2）の定員適正化計画についてでございます。

計画の数値をまず申し上げますと、現在の計画につきましても、令和3年度までの計画期間となっております。最終目標年度での計画人数は668人でございます。それに対して、現在の実績でございますが、もう既に668人、同じ数字に達しております。

それと、再任用ですとか、任期付の職員は人数に……

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 失礼しました。定数条例、はい。すみません、定数条例、ちょっと頭の中にございません。後ほどお答えいたします。

定数の人数につきましても、計画の人数よりはるかに多い人数でございます。かなり開き

がございます。それで、すみません、ご了承ください。

その計画の人数の中に含まれるか、含まれないかということで、再任用ですとか任期付の職員については含んでおりません。

それと、物件費についてのお尋ねがございました。すみません、その前に、時間外の総数、今手元に届きましたので、先にお答えしてよろしいでしょうか。

30年度の時間外の金額、総額でございますが、これは、すみません、30年度はまだ出ておりませんでしたので、計算途中です。29年度ということで、お答えいたします。9,500万円ほどでございます。

戻りまして、物件費の関係がございました。物件費が増えているんじゃないかということでもございましたけれども、決してそういうことではございません。人件費のほうが減っておりますので、物件費は多少増えておりますけれども、全体としては、人件費と物件費を合わせますと減っております。

あと、臨時や再任用についての5年前との比較ですとか、1時間当たりの額というようなご質問もございました。

まず、臨時ですけれども、平成26年度、全体としては397で、平成30年度で申し上げますと415ということで、少し増えております。再任用につきましても、27年から比べますと、現在26人ということで増えております。任期付につきましても、1人から2人ということで増えております。

それと、1時間当たりの単価というようなご質問もございました。再任用につきましては、1時間当たりの単価、29年度の数字になりますが1,349円で、任期付につきましては、1,373円でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 臨時職員につきましては、職種によっていろいろございますが、一般事務については940円という単価でございます。

続いて……

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 再任用が前回と違った数字というふうにお尋ねでございますが、ちょっとそのところを私、承知しておりませんが、今29年度の数値を計算したもの、手元に持っている数字は先ほどお答えした数字でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） すみません、そこをちょっと今検証できませんので、はい。

続きまして、（３）の臨時職員のほうにまいります。

まず、目的ということがございました。常勤の職員を補助的な作業として補うために、臨時職員を採用しているところでございます。それぞれの勤務場所に応じて、必要な人数を確保しているというところでございます。

業務内容につきましては、配置した場所によって多岐にわたります。窓口の一般事務の補助であったり、保育士であったり、保健師であったりということで、いろんな業務がございます。

それと一般職、我々との違いというようなお尋ねもございましたが、基本的には、地方公務員法はある程度適用されますけれども、給与の面ですとか、そういう面では大きな違いがございます。

管理監督につきましては、現場の管理職が当たっているということになります。

続いて、（４）の再任用職員でございますが、配置先としましては現在二つの場所に、失礼しました、再任用です。再任用につきましては、いろんな場所に配置をしております。例えば、一般事務もございますけれども、パークゴルフ場に配置しているですとか、保育所もございましたり、大原幽学記念館もあったり、クリーンセンターもあったり、いろんなところで活用しているところでございます。

再任用でないとできない業務なのかというのは、お尋ねもございました。お願いしている業務につきましては、お願いしている業務のうち一部の部分につきましては、再任用でなくともできる部分もあろうかと思えます。ただし、今年度からは、本人のこれまでの経験を生かして活用できる場所にも、再任用として配置をしている部分がございます。先ほど申し上げたやつをもう一度例に出せば、大原幽学記念館ですとか、あるいは下水道のほうの事務の関係ですとか、パークゴルフ場ですとか、そういった部分につきましては、これまでの本人の経験を生かしてもらえるように配置をしているところでございます。

それと、給与というようなお尋ねもございましたでしょうか。

給与は、条例にのっとって所定の給与を支払っております。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 月平均でございますか。

（発言する人あり）

○総務課長（伊藤憲治） 勤務日数。原則といえますか、まず日数から申し上げますと、一番

多いのは週3日の勤務でございます。ただ、場所によりましては、週4日、週5日というところもございます。けれども、1日の時間が少し短いというような形の勤務形態になっている部分がございます。

それと、金額は先ほど時間単価を申し上げましたので、それでご承知いただければと思いますが。

(発言する人あり)

○総務課長（伊藤憲治） 少々お待ちください。

給料の額について申し上げます。給料の額につきましては、再任用につきましては、2級と3級、二つの級が違いがございます。2級の職員につきましては、週3日勤務とした場合に12万9,000円ほどです。3級の職員につきましては、週3日で15万3,000円ほどということになってまいります。単価は先ほど、通算してということですが、再任用につきましては、1時間の平均で1,349円ということでございます。

続いて、(5)の任期付職員についてでございます。

給与からまず申し上げます。任期付職員については、5級に張りつけております。任期付職員は5級と申しましたけれども、再任用の職員とは別の給料表でございます。

勤務形態というお話もございました。勤務形態といいますか、配置場所としましては企画政策課に1名、それと総務課に1名ということで、それぞれの特命の任務を行っているところでございます。

次、まいります。

(6)のRPAとAIということでした。私もあまり耳なれない言葉でございますが、旭市の対応というようなことでお尋ねをいただきました。

そんな中で、議員がおっしゃられることで一理ある部分もあろうかと思えます。ただ、国が調査した中では、一つだけでも業務活用している部分としての調査ということで、全国の市町村で、このRPAあるいはAIを活用しているのは4%という結果になっております。ですので、まだ市町村では導入が進んでいないという現状がございます。実証実験といいますか、手探りの状態だと思いますので、まだ本格的な導入というのは考えておりません。しばらくは情報収集に努めたいなと思っております。

私からは以上です。

失礼しました、一つ先ほどの答弁漏れについて申し上げます。

定数につきましては、現在802でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、私のほうから、3番目の市の財政についてのうち、（1）平成30年度決算見込みについて、（2）基金の今後の推移と基金の額について、（3）来年度以降の市の財政状況についてご回答させていただきます。

まず初めに、（1）の平成30年度決算見込みについてということでございまして、平成30年度の一般会計は、概算で歳入総額307億3,200万円、歳出総額290億1,600万円、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引きました実質収支額は10億7,000万円となる見込みであります。

その次に、交付税の30年度の見込みと18年度の比較ということでございます。これは、病院分、公債費分に分けてということでございますけれども、平成30年度の交付税の額につきましては、普通交付税と特別交付税の合計で86億9,700万円です。平成18年度決算額につきましては、76億2,000万円でありまして、差し引き10億7,700万円の増額となっております。

病院分、公債費分の内訳を申し上げます。

病院分につきましては、平成30年度の概算は22億6,600万円、18年度11億9,600万円、差し引き10億7,000万円の増額というふうになっております。

公債費分につきましては、30年度が21億6,300万円、18年度5億3,000万円、差し引き16億3,300万円の増となっております。

全体の交付税から病院分、公債費分を差し引きました金額は、平成30年度42億6,800万円、平成18年度58億9,400万円、差し引き約16億2,600万円の減額となっております。

続きまして、（2）番、基金の今後の推移と基金の額についてということで、まず財政調整基金につきましては、平成31年3月31日現在の基金現在高は約95億1,700万円となっております。臨時財政対策債の30年度末現在高は約122億円です。

そのほか、市債の借り入れ総額ですけれども、282億円、普通交付税の交付団体ですね。ご質問あったかと思っておりますけれども、都道府県につきましては、交付団体46、市町村が1,641です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 失礼しました、都道府県が46、市町村が1,641です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 交付団体です。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 市町村の数ですか。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） それと、国の交付税の推移ということで、30年度と18年度を比べて
ということでございますけれども、これは約131億円ほど増えております。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 国が出る全体の額ですね。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） いや、増えている額ですね。

地方交付税の全国の額ということで、平成30年度と平成18年度ですね。平成30年度は16兆
85億円ほど、平成18年度は15兆9,900億円ほど、差し引きまして……

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） それは国から出ている金額ですか。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 30年度と18年度は、差し引き131億円ですね。29年度でなくて30年
度ですよ。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） いや、131億円ですね。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） ということだと思います。29年度はたしか3,000億円とか、そうい
った数字の記憶がありますけれども、30年につきましては131億円ということだと思います。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 交付税の国から出る金額につきましては、平成30年度が16兆85億円
ほど、平成18年度が15兆9,954億円ほどで、差し引き131億円と。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） 15兆9,954億円です、はい。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） はい。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆） そうということですね。

(発言する人あり)

○財政課長（伊藤義隆）　続きまして、3番の来年度以降の市の財政状況についてということで、財政状況を悪化させない方法ということですのでけれども、今後の市の財政状況でございすけれども、歳入につきましては、普通交付税の合併算定替が段階的に縮減されまして、令和2年度終了となることから、今後さらに交付税の額が減少されていくというふうに思われております。歳出におきまして、大型事業の進展や社会保障関係費の増加などが見込まれることから、厳しい状況になっていくというふうに考えております。

引き続き自主財源の確保に努めまして、交付税算入になる起債などの有利な財源を活用するとともに、一層の経費の節減に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（井上保巳）　それでは、私のほうから3番、市の財政についての（4）番、施設の維持管理費の状況、それと（5）番で税の収納率の関係で徴収対策室というご質問がございましたので、そちらのほう2点お答えを申し上げます。

まず、（4）施設の維持管理費の状況ということでございます。

こちら、5年前の平成26年度になります。維持管理費として約15億8,200万円、これにつきましては、インフラ施設を含む全ての公共施設の維持管理費ということで算出してございます。直近数値としまして、平成29年度でございしますが、これは約15億1,200万円となっております。それと、本年度の見込みということでございましたが、こちらの維持管理費、全ての予算額を一括で維持管理費という形で出ておりませんで、現在集計してございませんで、申し訳ございません。

続きまして、（5）の関係でございす。

徴収対策室に関しましては、行政改革推進課のほうに室が設けられてございまして、室長として私、行政対策推進課長及び副課長と行政改革推進班員3名ございす。これと、あと徴収対策推進会議という会議を設けておりまして、これにつきましては副市長を会長としておりまして、あと各債権課の10課長ということで11名という構成になっております。

情報漏えいの対策というご質問がございました。これにつきましては、基本的には各課において対応しているものとしておりますけれども、個人情報の保護条例はもとより、公務員の守秘義務がございすので、そちらについては十分な対策をとっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 高橋議員の大きな、市税の財政についての（５）税の収納率ということで、平成30年度の決算に対する徴収率ということなんですが、市税全体でよろしいですか、それとも税目を。市税全体でよろしいでしょうか。調定額の多い個人市民税と固定という形で回答……

（発言する人あり）

○税務課長（石毛春夫） はい。じゃ、平成30年度の決算の見込みということで、個人市民税の現年分の収納率でございますが98.34%、平成30年度固定資産税の現年分の収納率で97.56%、一応決算見込みという数字で、まだ概算でございます。

あと、5年前と比べて現在の未納者数の人数ということで、個人市県民税につきましては、平成25年が3,523人、現在が2,159人で、1,364人減となっております。

あと、固定資産税につきまして平成25年度の未納者数が2,569名、平成30年度の決算見込みで申しますと1,767名で、802名の減となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） では、私のほうからは、各種計画に対する進捗状況ということでお答えいたします。

市政の中ではたくさんの、数多くのさまざまな計画がございます。法律の要請に基づく計画、それとは別に、市の将来的な発展を目指したような計画といったものに分類されるかと思うんですけれども、法律の要請に基づく計画、総合戦略なんかはそれに当たるかと思うんですけれども、総合戦略をはじめとして、各種そのような計画につきましては、進捗について毎年進捗状況をはかっております。はかって、その計画期間内での実現を目指してPDCAサイクルといいますか、それを回していっているところであります。

それと、市の将来を見据えた独自の計画という部分につきましては、実現に向けてさまざまな障害がある。障害といいますか、規制があるような計画もございますので、それを一つ一つ潰していくように努力しているところでございます。

総合的に申し上げますと、市長から申し上げましたように順調に推移しているものと考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、2回目の再質問をします。

まず、1点目の働き方改革でございますが、民間企業には罰則があつて、行政にはなぜ罰則制度がないのかお尋ねします。また、今後のこの法律に対処するための旭市としての対応を併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 行政になぜ罰則がないのかということでございますが、行政はもともと法を守る立場でございます。明文で私は承知しているわけではございませんが、当然法律は守ることがそもそも地方公務員の義務として課せられておりますし、自治体の姿勢としても課せられておりますので、そういった中で罰則がないのかなというふうに考えております。

それと、今後の対応ということでございますが、現在その実施に向けて検討を進めているところでございまして、既に一部分ではやっている、あるいは来年度から本格的にやると、そんな形で現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、同一労働同一賃金については、どのような対応をとっていくのかお尋ねします。

また、行政には罰則制度が適用にならないということでございますが、それについては、行政が民間の、今答弁いただいたように、行政は手本になると同時に守らせる立場だと思ふんですね。その中で、行政が抜本的な改革を行い民間企業のお手本になる対策をとるべきだと考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、同一労働同一賃金ということがございました。現在も臨時の職員等につきまして、なるべく待遇が改善されるように少しずつ努力しているところでございますが、来年度に向けてさらに改善できるように進めているところでございます。それには、会計年度任用職員というような制度も来年度から導入されるというの踏まえまして、今どうするかというのを進めているところでございます。

それと、行政が罰則がないので手本になるべきということですが、おっしゃられるとおりでございます。これからも見本となれるように、市として努めていきたいなと思っております。

抜本的な改革というようにございましたが、先ほど申し上げましたが、来年度実施しますその改革、抜本的な改革ということで進めておりますし、その中では時間外の削減ですとか、休暇の取得というのもしっかりとれるように進めているところでございます。一部、今年度から実施している部分もございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、次の職員の適正化計画ですか。計画を達成するため、臨時職員の経費がかなり増えています。それと同時に、業務委託料の経費も増えているわけでございます。いずれにしても、人件費、職員数の削減は、これでは見せかけだけの目標達成だと思うんですね。このことについてどのように考えているのかお尋ねし、また、定数条例の人数と定員適正化計画の人数の違いについてお尋ねしますが、定員適正化計画に合わせて定数条例を改正すべきだと思いますが、なぜ実数に合わせた改正をしないのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） まず、経費のお尋ねがございました。臨時の職員のほうの経費が増えているだろうと、委託料も増えているだろうでございます。トータルで考えていただければありがたいかなと思っております。確かに、臨時の職員が増えているとすることで、業務委託料もあるいは増えているというようなことで、物件費が増えている面はございますが、それをはるかに上回る額として人件費が減っておりますので、人件費と物件費といいですか、それを合わせた額としては合併前と比べて相当減っているということはお理解をいただければと思います。決して見せかけということではないというふうに思っております。

それと、定数の数値と実際の定員管理のほうの数値に大きな違いがあるから見直してはどうかというご提言でございます。ご提言ありがとうございます。ただ、今現在、同じような形でしばらくは見続けたいなと思っております。行政の需要と申しますか、事務が今後どういうふうになるか非常に不透明な部分もございますので、定数は定数として、ただ、一方で実態を表す定員の適正化計画、そちらのほうで定数を適正な数にしていくような形で努めたいと思っております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、行政というのは、みんな条例によって動いているわけでしょう。その中で、なぜ、じゃ定数条例、その際また直せばいいじゃないんですか。その中で、いずれにしましても、この臨時職員の、また次にあれしますけれども、臨時職員だってかなり増えているんですよ。いずれにしましても、市長の肝いりで行政改革課を設置したわけですが、これは見せかけだけの、上辺だけの目標達成でなく、業務を改善し経費の削減に努めるべきだと考えますが、市長は具体的にどのように指示したのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 臨時職員、再任用制度の問題、任期付、いろいろと採用するわけでありまして、確かに行政改革推進課を作って、そういった部分をしっかりと各課を見回りながらやはり合理化、そういった部分を進めてほしいというようなことは、ずっと言っているつもりでありますけれどもなかなか、定員適正化計画というものがありまして、その線でまずはやっていこうというようなことの中で今動いていますので、先ほどお話がありましたように、条例定数も、この第3次行政改革アクションプランが令和3年に終わるわけありますので、そこの辺で一つの区切りとして条例定数のことも考えていきたいと、そのように思っているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の臨時職員についての2回目を質問しますが、働き方改革の施行により、同一労働同一賃金など、民間企業では各種の調整を行い、従業員確保のための対応を行っています。臨時職員の業務は単純労働がほとんどですが、これらの対応について、市ではどのように考えているのかお尋ねします。

そこで、平成30年度の臨時職員で常時雇用の人数と5年前の人数について、また、資格が必要でない常時雇用の臨時職員で勤続年数5年以上の職員数と10年以上の職員数、それから65歳以上の職員数についてお尋ねをします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 平成30年度の常時雇用、その人数、それと5年前の人数ということについてお答えをいたします。

臨時職員の中で常時的な雇用として定義をしましたのは、社会保険に加入している人を常時というふうに定義づけしてカウントいたしました。その数値を申し上げますと、平成26年は常勤的な者で116人でした。現在は214人となっているところでございます。

それと、その次に、5年以上、10年以上、あるいは65歳以上というお尋ねがございましたが、すみません、今手元に数値がございませんので、ご容赦いただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと、臨時の常時雇用ですね、これが約倍になっているんですね。その中で長期にわたって臨時職員を雇用しているわけですが、また年金受給者の高齢者の雇用も行っていると思います。職員には定年制がありますが、臨時職員の常時雇用者の定年制について市長はどのように考えているのかお尋ねします。

また、臨時職員の保育士の問題についてどのように考えているのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 細かい話ですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

臨時の職員、常時の分がかなり人数が増えているということでございますが、これにつきましては分野によって増えている部分がございます。保育士ですとか学童保育のほうの補助員ですとか、そういったところ、子育て施策に力を入れている中で増やしているところでございまして、そこはご理解をいただければと思っております。

長期にわたって雇用しているのではないかとということもございました。これにつきましては、先ほどの答弁の中でちょっと触れましたけれども、来年度から会計年度任用職員というような形式に移る部分が多数ございます。常に臨時職員として年間雇用している人間につきましては、現在の形態からだいぶというか、かなり変わります。お金も、賃金ではなくて今度は給料で払わなければならないという部分の制度改正もございます。そういった中で、改善されていくのではないかなというふうに考えております。

年金をもらっている人もいて、定年制という、定年どうかというようなお話もございましたが、今この働き方改革の中では高齢者の方の活用というところも視野に入っているところでございまして、働ける人はなるべく活躍していただこうと、そういう形で進めているところでございますので、一律にその年数をもって定年ということではなくて、有効に活用できるといいますか、働いていただける方についてはお願いしていきたいと、このように進めて

いるところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 働ける人に働いてもらう、これは結構だと思います。ただ、そんな中で、定員適正化計画を作って、それで今度は臨時をどんどん、見せかけはいいけれども、裏では、これではまるっきりその真逆のことをやっていると思うんですよ。その辺をもっとやり公平、公正にやってもらいたいと思うんですがいかがですか、それは。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 定員適正化計画を作って、実際はその臨時が増えているから真逆ではないかというような、ご質問の中にお話ございました。先ほどの答弁と重複することになりそうですが、全体としては金額ベースで大きく減っておりますので、そこでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再任用職員についてでございますが、働き方改革関連法などにより、民間企業では定年延長や豊富な経験、知識を活用し、高齢者の雇用を行っているわけでございますが、今までの回答で、前回の答弁と全く違うことがあるわけですよ。それというのは、私、これは課長から書類をもらいましたが、平成29年度再任用職員、年間221万8,000円になっているんですよ。それが先ほどの答弁ではかなり低いんですがね。私は、この前の答弁だと、市の臨時職員から見て再任用職員は約倍の日給になっている、時間給になっているんですよ。業務内容は、先ほども答弁いただきましたが、また私もある程度聞いた話でございます、見た話でございますが、臨時職員でも対応できるんじゃないかと思うんです。これでは、年金受給までの対応策だと思うんですよ。このことについては、市民に理解できる給与体系にすべきだと思います。市長はどのように考えていますか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 私のほうで、数字の話、違うという件が出たことにつきまして、お答えいたします。

前回の答弁と数字が違うということでしたけれども、前回申し上げた数字は共済費も含め

た形でのお答えをしておりました。きょう申し上げた数字は、共済費を含めておりません。給与だけということにしております。と申しますのは、県の最低賃金等と比較するために同じベースのほうがいいのかなということで、ベースを同じにしたということでの違いでございまして、本質的な違いはございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 再任用制度については、確かに市民に理解されない部分も多いと思います。そういった部分では、しっかりとこれから再任用制度の活用について市内、そしてまた議員の皆さん方にもご意見を聞きながら、再任用制度が国の制度でありますので、その制度を活用しながら、しっかりと地方自治にとってもプラスになるような方向を見つけないと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） たしか、年金、国が延ばした関係で、これは雇用制度を変えましたよ。それが今度の高齢者の雇用でございしますがね。ただ、そんな中で、私は先ほども、今再任用職員は、臨時職員と比べてちょっと人件費が高いかと、私の計算ではね。年金額、今、年金問題、まだいろいろ問題出ていますけれども、年金問題、月19万2,000円ですか、そういう試算が出されていますが、ですから私は、週3日働いて、その年金額に合わせた金額で市は支給しているんじゃないかと思うんですね。いずれにしても、3日では本当に腰かけ程度のあれなんです。ですから、そうなりますと臨時と全く同じような、働く人は考えになると思うんですが、いずれにしても、給与に見合った業務を行えばいいのではないかと私は思っております。そんな中で、今の週3日の勤務ではなく、週3日では全く中途半端だと思うんですよ。ただ単に、ですから私が先ほど言いましたように、年金受給までの市としての対応策ではないのか、一般職員と同じ週5日の勤務にすることはできないのかお尋ねします。そしてまた、何で今までそれをやらなかったのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

再任用職員について、なぜ週5日、フルにしないのかということでもありますが、そのまま週5日という勤務で残ってしまいますと、全く人数が減らないということになってしまいます。そうしますと、新規採用職員のほうの採用がなかなかできないということになってまいりますので、制度始まった当初につきましては週3日ということで、新陳代謝を図る意味でも少し抑制をしていたところでございます。ただ、今後は週5日ということも十分考えていきたいなと思っておりますし、来年度、令和2年度からの再任用職員については週5日のフルタイムの勤務というのを進めたいと考えております。

それと、給与が見合ったものになっていないというようなお尋ねもございました。再任用職員がというよりは、臨時の職員が少し低いのかなという部分もあろうかと思えます。先ほどのお答えした中と重複する部分もあろうかと思いますが、臨時職員の待遇について現在改革が進められようとしておりまして、来年度からは会計年度任用職員という形への変更が予定されているところでございます。そうしますと、賃金のほうがもう少し改善されて差が縮まるというふうに、このように考えております。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、これは定員適正化計画、行革の中で作った中で、ただ逃げのために週3日にしてあるんじゃないんですか。5日では、定員適正化計画の実数の中に入っちゃうから、そういうふうにしたんじゃないかと私は思いますよ。やっぱりこれは、せっかく行革課を作ってそれをやっているんですから、やっぱりまともな方法でやってもらいたい。ただ逃げの手を打つんじゃなく、まともにやってもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、週3日にしたというのは決して逃げということではございません。週5日でフルで残ってしまいますと、人数が全く退職でも減ら

なくなってしまうので、新規の採用の職員を極力抑えるということにつながってしまいます。そういったことがないように、新陳代謝が図れて、年齢構成もある程度きれいな形になるようにということを目指して行ったものですので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私は、ただ定員適正化計画を守るためにそういうことにしていると、私は思っております。

そういう中で、あと任期付職員について2回目の質問をします。

退職者のほとんどは再任用職員となっていますが、ほんの数名、任期付職員となっています。今年度、あえて庁舎整備班に任期付職員を配置した理由についてお尋ねします。

そして、庁舎の整備に当たっては全て入札が終わり、設計管理業務、工事の請負の契約も全て締結し、その工事の施工に当たっては設計業者に管理を委託し、また、事務用品のレイアウトに当たってはコクヨという会社に任せ、あえてその部署に任期付職員を配置させる理由がないと考えます。具体的にどのような仕事をするのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） 任期付職員の採用の理由等につきましてお答えをいたします。

新庁舎建設班における任期付職員の採用でございますが、ご案内のとおり、ご質問にもありましたけれども、現在、令和2年度中の完成を目指して新庁舎の建設事業を進めているところでございまして、先の3月議会におきまして議決をいただき、着工に入っているところでございます。

このように、工事のほうは進み始めたわけでございますが、本年度、来年度に向けて工事のその進捗管理、非常に大事なことになってまいります。現場でいろいろなことが日々起きてまいります。そういった部分についても整理して、指示をしなければいけません。それと、ご質問にもありましたが、什器備品ですとか、いろんなシステムを選定すること、あるいは最終的にはその移転というような仕事も出てまいります。そういった中で、いろんな調整も出てまいりますし、業務も多岐にわたります。こうしたことから、今年度、任期付職員としまして、これまでの基本計画ですとか実施設計に携わった経験を多く生かしていただくということで能力を発揮していただいて、新庁舎の建設が順調に進むように採用に至ったものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、工事の進捗状況を何とか言いますが、これは設計業者がみんな全て私はやることだと思います。また、中の備品は、このコクヨがせっかく入っている、これが全部やると思うんですよ。そういう中で、職員がやることがないと思うんです。そういう中で、いろいろ市民の声として、副市長が令和3年3月末での任期で、その副市長に任命するまでの対応策との話があります。令和3年4月からは新庁舎の業務となることから、非常によいタイミングだとの声があります。

そこで、再度、任期付職員を配置する明確な回答をお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治） お答えいたします。

先ほどの部分とちょっと重複する部分も出てこようかと思います。本体部分、着工しておりますし、設計については確かに管理する会社もございます。備品についてはコクヨがやっているという部分もございます。ただ、それで全部済むかといったら、決してそういうことではないと思います。市としてマネジメントする部分が非常に大事なかなと思っております。毎日いろんな部分で発生する細かい事項への対応もございますし、現場のほうを管理ということで確認をしている部分もございます。毎週、工程会議というのを開いております。そこにも出席をいたしまして、打ち合わせ等で積極的にかかわっております。業者へも、その中で必要な部分については指示も行っております。工期が遅れないということが非常に大事な部分の一つになってまいりますので、そういった中で、管理という部分で重要な部分を占めていただいているところでございます。

それと、先ほど出ましたけれども、什器備品、各種システム、コクヨが進めているとはいえ、それは案として提案してくるまでの部分でございますので、実際には市のほうで決定行為をしなければならないという重要な部分になっております。周りの箱は進むとしましても、中身も大変重要になってまいります。使い勝手をよくしていかなければいけないという部分がございます。そういった意味で、任期付職員には活躍をしていただきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　じゃ、次にRPAの関係でございます。

たしか、これは行政は遅れております、先ほど答弁いただいたように。

その中で、優秀な職員を集め、任期付職員までも配備し新庁舎整備が進んでおりますが、新庁舎ではRPAとAIの活用のためどのような整備を考えているのかお尋ねします。

そして、どのような業務で労働時間の短縮や職員削減を図っていくのかお尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（伊藤憲治）　今後のRPAやAIの活用ということでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、まだ全国的にもそんなに広まっているものではございませんし、試験的に導入されているものでございます。結果がはっきり示されているものではございませんので、どうなるのかというのをしっかり情報収集をしながら、活用できるものなのかどうか見きわめを今は行っていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　民間企業では、かなり経費削減をしているわけですよ。その中で、やはり行政も民間企業と同じように運営していかなければならないわけでございますが、そのために今行政のバランスシートが義務づけられたわけですね。そして、民間企業では一番高いのは人件費だと言われていますが、そういう中で、本市では任期付職員や臨時職員の大幅な増員など民間では考えられない人件費の増加となっているわけでございますが、いち早く民間企業の手法を取り入れて事務改善を行うべきだと考えますが、市長の見解をお尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　いろいろ新しい技術が入ってきてくれるということは、その試行もやらなければならない部分はあろうかと思えます。ただ、先ほど来、臨時職の増員やら、常勤の臨時職が増えているというような部分も指摘をされておりますけれども、私自身の考え方としては今、地方創生、地方の時代と言われておりまして、職員のいろんな地域手当、そういった部分もありますし、優秀な人材はみんな都市部へ引かれてしまうと、そんなような思いもありますし、ある程度行政がそういった地域の活性化、地域の地方創生、そういった部分を含めながら職員の雇用の場、そういったものはしっかりと優秀な人材を集めたい

と、そんなような思いもありますし、それと人工知能やら、その新しい技術、そういった部分での、いろんな部分での絡み合いを考えながら今後いい方向で行政を進めていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 大きな2番目の（1）でございますが、市長が出席する際、基準はないということでございますが、その中で、ただ、市民の声としては、代理として副市長が出席しても、やっぱり市長が出席しないといういろいろ不満があるわけですよ。そういう中で、今後どういうふうになれに対処していくのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 原則的には全て出たいと、そういう思いは持っておりますけれども、スケジュール的に重なる部分、あるいは自分自身の私的な部分もありますし、それと体調もあります。そういった部分をいろんな部分で考えながら、公平、公正、バランスのとれた、そういった出席をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、（2）でございますが、生涯活躍のまちづくりの構想で用地の問題があると言われております。農振の除外など、土地取得の問題など、どのようなスケジュールになっているのかお尋ねします。また、この事業計画のスケジュールについても併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 生涯活躍のまちの農振除外のまずスケジュールということでございます。農振除外につきましては今、転用の計画を固めていく中で、千葉県の方と協議を重ねております。いろいろと問題点を潰していきながら進めていく予定ですが、最初の計画では今年8月ということで公表しておりますが、多少遅れぎみなのかなというのは確かにございます。ただし、計画のまち開きが、令和3年の4月には何とかまち開きをしたいと、全てができて上がるわけではないんですけれども。失礼しました、令和4年ですね。そういった形で進めているところでございます。

進捗については以上でございます。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　そういう中で、市民の中では、中央病院近くに大型ショッピングセンターや有名なコーヒーショップができるとの話が先行しています。これは生涯活躍まちづくりの構想の中での施設と思われますが、具体的な施設内容について市民にそのような説明を行ったのかお尋ねします。また、市民に誤解を招かないような説明会を行う予定があるのか、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志）　お答えいたします。

ショッピングモールのようなものやコーヒーショップができるということについて、いろいろ臆測があるというお話でございますけれども、これにつきましては、今年の1月11日に決定しましたイオンタウン株式会社を代表事業者とする最優秀提案者と、提案のあった事業計画についてより魅力を増すために、導入する機能やそれを行う事業者等についての検討を定期的に行っております。したがって、詳細については今詰めているところですので、市民の方々にこれですとお示しできるものではございませんので、その辺はご容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦）　それでは、（3）でございますが、人事評価を行うためには、評価する職員、つまり評価者の能力、基準が重要であると考えます。

評価者を市長はどのように考えているのかお尋ねします。また、職員の育成に対する市長の取り組みについて、併せてお尋ねします。

○議長（向後悦世）　高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直）　人事評価、人事考課というシートを作って、各課課長の最初は評価をもらいながら、副市長、市長とその課長以上ですか、その評価を課長が評価をするということではありませんけれども、副市長と市長がその課長を評価するということで今やっているところでありまして、それは行動考課と実績考課というようなことの中で評価をしておりますので、それを総合的に判断をしながら総合点を出していくということで今やっているところでありますので、その結果、やはりA・B・C・Dというようなランクづけをしまして、それにいろんな異動、昇給、そういった部分も考えていきたいと、そのように今やっている状況

でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、大きな3点目の（1）でございますが、確かに交付税は総額で11億円増えていますが、一般分、つまり自由に使える分は16億円も減り、市で借金した公債費分が16億円増えていますが、市としての部分は実数は増えていません。増えている分はあくまでも中央病院分です。私が思うには、公債費算入分が増えれば実質分、つまり自由に使える分が減っているように見えますが、これについてどのように分析しているのか、また、交付税が激減緩和措置により主因となる年度、その年度の見込額をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、交付税は全体では増えているけれども、病院と公債費分を除いた分については減っているのではないかということですけれども、この要因としまして、合併算定替の段階的な仕組みによる影響額、これが約4億7,000万円ほどあります。また、税制改正により、個人住民税のうち、平成19年の税源移譲による基準財政収入額の増加、これも交付税額を減らす一つの要因となっております。そのほかには、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の減、こういったものがあるかと思います。

それと、合併算定替の関係です。縮減ということですが、現在、平成30年度はその差額の半分になっております。この終了するのが平成32年度で終了いたしまして、33年度からは、失礼しました、32年度が最終年度でありまして、33年度で終了ということになります。

それで、今現在の平成30年度の交付額で計算しますと約4億5,000万円減っているという見込みでございます。最終的には約9億円の減になるという見込みでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤義隆） 交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものということでございます。それで、今まで合併で有利な交付税という話がありますけれども、それにつきましては合併特例債による算入分が多いものというふうに思っております。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 病院分、公債費分が増えているために残りの分が減っているというわけではございません。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと私は理解できない。交付税が現状のような状況で、公債費、中央病院分の算入が増加して、一般分、つまり実質自由に使える分が減っているわけなんです。国の交付税が増えなくては、公債費算入分が増えても、自由に使える分が減ってしまいます。公債費算入分は、臨時財政対策債や合併特例債の分です。自由に使える分が増えないのは、国の交付税額が増えないからではないのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 国の交付税につきましては、平成29年度から30年度にかけて減っているという事実はございます。それで、合併特例債に係る交付税につきましては増えているという部分がございます。それで、全体的に合併特例債分の交付税が増えているから残りの部分が減っているという事実ではございません。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと理解してもらえないようですが、旭市は交付税が増えていますけれども、それは増えたのは中央病院分だけで、市の部分は全然増えていないわけですよ。公債費分が増えたけれども、その分、自由に使える金が減っちゃっているわけですよ。旭の、ですから、交付税は金額は同じなんです。その辺、十分理解した中で、財政運営していただきたいと思います。

次に、（2）でございしますが、私は臨時財政対策債を交付税の代替と考えています。本来国が交付税で交付すべき額を、市などの公共団体が財源が不足する場合、臨時財政対策債として借り入れることです。この発行可能額に対し、数年後、交付税の基準財政需要額に全額算入されるものです。財源が不足しなければ借りなくてもいいわけですが、交付税に算入されるものです。すなわち今後の財源の先食いです。

このようなことから、基金と臨時財政対策債を比較して、同額以上が基金に残額としてあれば、よい財政状況と考えますが、いかがかお尋ね。また、臨時財政対策債について、歴代の担当課長の答弁では、二度入って出は一度と、全く有利な財源だとの答弁でしたが、私には全く理解ができませんでした。今年度の財政担当課長は臨時財政対策債をどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） それでは、臨時財政対策債でございますけれども、平成30年度の末の残高については122億円でございます。先ほど財政調整基金のお話がありましたけれども、それが95億円で、27億円のマイナスということになるかと思っておりますけれども、この臨時財政対策債につきましては、元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されることから、年度末残高約122億円に対して、今後の交付税算定見込額は132億円と、プラス10億円というふうになることとなります。これは臨時財政対策債を限度額まで発行しなかったということで、プラスになるということでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 臨財債は二度入って一度出るということですが、二度入るとするのは、一度は直接借金をしてお金が入るのが1点ございます。その後、借金の返済はありますけれども、その分、国から入ってくる、同額の金額が入ってくるという考え方だと思います。残るのは、当初借金をした金額、それが交付税に相当する金額ということで、交付税がなかった場合は、そのまま入ってくると。その後は、1マイナス1ですので、同じ金額というふうに理解しております。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） ですから、今お話ししたとおり、1回は借金として入ってきます。それで、借金の返済として国からその分が入ってくる。それが2回ということで、前担当者はお話ししたことと思います。

以上です。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、前の課長と同じで、全く理解、2回入って1回、そんな有利な財源あるんですか。まして国が金がない中で。もう少し課長、それは勉強してもらいたいと思いますよ。

じゃ、借金の穴埋めはどういうふうにするんですか。借金は、結局、臨時財政対策債は借金でしょう。借金の科目はどうなるんですか。そんな中で、あの借金の残高というのはなく

なるんですか、2回入って1回ということは。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤義隆） 先ほど申し上げたとおりだと思いますけれども、借金の部分につきましては返済を市でしまして、その分については国からの補填があるということです。ですから借金の返済は市でします。それで、それについては補填があるという考えでございます。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） 今の説明、もうちょっと分かりやすく説明できるか分かりませんが、まず臨時財政対策債というのは地方交付税の身がわり分だと。一番最初は、国が丸々借金をして地方に配っていたお金。ですから、もうそのお金自体は、まず地方公共団体のもともとの交付税の一部であるということなんです。ですから、それを代わりに借り入れる額を示して、そこまで借りていいですよ、その借りるという行為があつて、例えば100万円、臨時財政対策債借りていいですよと100万円借ります。そうすると、1回目、借りたお金ですけれども入りますよね。そのお金を、例えば20回に分けて返すと、1回5万円ずつです。5万円に利息をつけて払いますと、5万幾らか、その分、国のほうが算定してくれます。それが入ってくる。それが20年たつと、100万円借りたものは丸々入ってきて、もとの100万円ももう既に使って、自由に使えていたお金ということで2回入ると。返すのは、あくまでも1回ですよという、そういうことを前の担当者は言ったと思います。非常に縮めて小さくしてお話をしましたけれども、そういうことだと思います。

じゃ、その借りたお金を国のほうが交付してくれているけれども、じゃ、そのお金はどこから出てくるんだということがあるかと思いますが、もともと地方交付税というのは税、地方交付税財源として割り当てられた所得税だったり、酒税だったり、そういったものの集合であります。ただ、それだけで足りなくて、今国のほうから、一般会計からも回していますし、それらを補填して16兆幾らかという数字にして配っているという状況でありますので、それでもさらに足りない分を、地方の需要全体の中で足りない分を臨時財政対策債というので補っているということなんです。国の政策の中で、そういった形で地方がきちんとさまざまな政策を行って運営できるようにしていると、そういうことだと思います。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） 副市長。

○副市長（加瀬正彦） あくまでも市で借りた借金になりますから、借金になります。ただ、その借金を返します。返すときにそのお金を補填されているので、最初に借りたお金、それはそのまま市で使っていいですよということになっているという、そういうことです。

（発言する人あり）

○議長（向後悦世） じゃ、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 54 分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 1 時 0 分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、（2）の臨財債の関係で基金の関係でございますが、国が財政難の中で、この臨財債については、2回市に入って1回出ということに関して私は全く理解できないわけでございますが、そういう中で執行部の皆さん方には、やはり質問者、それから議員の皆さんが十分理解できるような答弁をお願いしたいと思います。

それで、これは幾らやっても堂々巡りでございますので、次に入ります。

時間の関係がありますので飛ばしまして、（5）ですか、税の徴収率の関係でございますが、税の徴収率の中で市民税と比べて固定資産税の徴収率が悪くなっているわけでございますが、この中に都市計画税が含まれています。都市計画税は目的税で、その用途は都市公園や下水道の整備事業のための財源とします。現在、都市計画税は旭地域全域に課税されているわけでございますが、そして税率は0.2%で、これは合併前から課税されています。都市

計画税を課税するときの条例制定時、当時市長は議員としてその課税するための条例案の賛否に議員としてかかわっていたと思います。課税区域を全域としての都市計画税のメリットを受けない地区などに対して、どのような考えを持っていたのかお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 20年くらい前ですので、あまり記憶は確かではありませんけれども、旧旭市全域で都市計画税を敷くということにつきまして、私どももよく理解していなかった部分がありまして、全部農地も一般の土地も全部都市計画税がかかってしまうのではないかなというようなことの中で、かなり最初は理解に苦しみまして反対というような部分もあったんですけども、執行部とのよく説明、そういったものも聞きながら、そういった用途地域の部分に対して都市計画税を敷くということの中で納得したと、そんなような記憶がございますのでよろしくお願いします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、それは市長はこの都市計画税は、これは指定した地域全域にかける、もしくはその地域だけという方法があるわけですが、受益区域だけじゃなく全域にかけてもいいということで理解したわけなんですか、その辺をお尋ねします。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 農地は対象外だということの中で了解をしました。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは農地は当然かからないわけなんですよ。その中で農地がかからなければということで自分、市長は全く受益者の区域外ですけども、全域にかけてもいいということで了解したということですね。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） ただそれだけではなくて、目的税でありますので、市がどういうことをやるのかという部分はちゃんと理解、説明を受けて理解をしたところでありますので、よろしくお願いしますと思います。公共下水道やら都市計画道路、そういった部分を説明を受けましたので理解をしました。

○議長（向後悦世） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（向後悦世） 続いて、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1 番 片桐文夫 登壇）

○1 番（片桐文夫） 議席番号1番、片桐文夫です。

向後議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

本市の平成29年の農業産出額は581億9,000万円になり、愛知県田原市、宮崎県都城市、茨城県鉾田市、北海道別海町に次ぎ、全国5位という順位を上げました。生産者をはじめ、関係者の皆様のたゆまぬ努力の結果と大変うれしく感じております。

時代は平成から令和と移りましたが、今後も行政を含め地道な努力を積み重ねていただきたいと願っています。

そこで本市の基幹産業である農業について大変気がかりな点がありますので、質問させていただきます。

昨年の6月定例会において、鳥獣被害について質問させていただきました。いろいろと努力はしていただいていると承知しておりますが、被害は拡大しているように感じられます。

そこで、対策の進捗とその後の状況について1項目3点の質問をいたします。

1点目、被害の現状について。昨年の回答では、被害が少額であることから被害の報告をしない農家もあるようだ、今後は被害状況を把握するために、県や関係機関と連携し情報収集の仕組みを構築するよう努めたいとの回答でした。この情報収集の仕組みの構築についての進捗状況と、平成30年度の被害状況について、イノシシ、ハクビシン、鳥類等、それぞれ件数と被害額を伺います。

また、イノシシについては人的被害も心配され、生息域が広がっていないのか大変気がかりになります。昨年の回答では、平成29年度を目撃情報は43件という回答でしたが、平成30年度を目撃情報件数と目撃された場所について、行動範囲の拡大があるのかどうか分かるように回答願います。

2点目に対策について伺います。昨年の私の質問に対し、イノシシは箱わなやくくりわな、ハクビシンは小型捕獲機などを使った捕獲を進めていくという回答でした。これらの効果はどうであったのか、また、防護柵の設置や追い払いなど、これらの補助制度を含めて捕獲以外の対策を行う予定がないのか伺います。

3点目ですが、近隣との連携について。昨年、銚子市、東庄町と連絡会議を実施するとい

う回答をいただきました。その後、この会議がどういう形で何回開かれ、どのような話し合いがあったのか、連携してどういう対策を進めていくのか伺います。具体的な成果があればぜひ詳しく教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問は終わります。再質問につきましては、自席で行わせていただきます

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは鳥獣被害の現状と対策について、それで農作物の被害の現状についてということで、まず1点目が情報収集についてになります。

旭市鳥獣被害防止対策協議会を開催いたしまして、関係機関と情報交換を行っております。また、住環境被害を担当する環境課と情報共有化を図っているところでございます。さらなる被害防止を行う上で、行政をまたいだ広域的な連携が図られるよう、県などの関係機関のほうに要望しているところでございます。

次に、被害状況になりますが、国と県のほうへ報告をしております本市の野生鳥獣による農作物の被害状況調査では、件数の取りまとめがないので被害額だけの報告になりますが、平成30年度はカラスやハトなどの鳥類被害が1,380万6,000円、イノシシによる獣類被害が59万7,000円で、被害額の合計は1,440万3,000円で行いました。

あと、目撃情報のほうですが、平成30年度のイノシシの目撃件数は19件で、以前と同様に海上、飯岡の高台地区で、銚子市との行政界周辺での目撃情報が多くなっております。行動範囲はおおむね変わっていないと思いますが、ただいま申し上げました銚子市との行政界周辺での目撃が多くなっているところでございます。

次に、（2）の対策につきましてですが、効果のほうは、昨年度の旭市の捕獲実績はイノシシが14頭、ハクビシンが25頭あり、一定の効果は得られているものと判断しております。捕獲以外の対策では有害鳥獣駆除を地元猟友会に委託しておりまして、巡回、見回りなどをお願いしているところでございます。

補助制度につきましては、わな免許を取得し猟友会に加入して捕獲事業に参加いただける場合には適用になりますが、それ以外の方には現在行っていないところでございます。あと、防護柵の設置という点では、現在設置等の希望等ございませんので、そういったものが要望により、支援策のほうを今後考えていきたいと思っております。

次に、（3）の近隣市町との地域連携についてになります。

本市の主催で昨年6月に銚子市、東庄町と連絡会議を開き、情報交換を行ったところでご

ございます。また、本年３月には会議の参集範囲を拡大いたしまして、海匠農業事務所のほか、香取市、匝瑳市にも参加していただき、２回目の情報交換を行ったところでございます。

会議の内容につきましては、主にイノシシ関連で、お互いの目撃情報の交換、捕獲状況などの情報の共有化を図ったところでございます。どの自治体も箱わなとくくりわなによる捕獲が主となっており、今後はさまざまな対策を模索していきたいというような意見でございました。また、銚子市では電気柵の補助を行っている等、新たな情報も得たところでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫） 大変よく分かりました。

目撃情報は去年、29年度より30年度は減っているというような状況がうかがえました。

また再質問といたしまして、１点目の農作物被害の現状についての中で、旭市鳥獣被害防止対策協議会とはどのような構成で行っているのか、また、イノシシの行動範囲の調査は実施しないのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、再質問にお答えいたします。

旭市鳥獣被害防止対策協議会の構成についてということでございますが、構成メンバーのほうは、市の農業委員会、銚海猟友会の旭支部、ちばみどり農業協同組合、海匠農業共済組合、地域の代表として当該地域の区長と市で構成しているところであります。構成ではありませんが、アドバイザーとして、海匠農業事務所の被害担当、または海匠地域振興事務所の自然保護担当の方々にも出席をいただいているところでございます。

行動範囲の調査は実施しないのかというようなことでございますが、調査につきましては、現在、県などの広域連携を要望していく中で、広域的なものを行わなければならないのかなということで今後協議していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫） それで、その１点目の中で、高台での目撃情報ですか、高台での目撃が主だというような話でしたが、高台だけではなく下場にもおりているという話を私も聞くん

ですけれども、そういった対策についてはどう考えているんでしょう。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 高台以外の目撃情報があり、下のほうにもイノシシが出ているというようなことで、実際に何件か国道126号線の飯岡地先のほうにも目撃したというような情報等もいただいております。そういった場合には当然、業務を委託しております銚海猟友会のほうにお願いをいたしまして見回り、または現地の確認等をしていただいているところでございまして、必要に応じて箱わな等を設置するようなことで調整を行っているところであります。

あと、出没状況がただ単に通過したものであったりとか、いろいろ状況が違いますので、その辺はそういう内容に精通しました猟友会の方に判断をお任せして対応しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 2点目の対策について再質問を行います。

近年の捕獲実績はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、近年の捕獲実績はということでございますので、30年度は先ほど申し上げましたが、平成28年度になります。平成28年度はまだイノシシのほう、有害鳥獣駆除の捕獲許可はとっておりませんのでゼロでございます。ハクビシンにつきましては、28頭の捕獲をしております。平成29年度はイノシシが3頭、ハクビシンが24頭でございます。平成30年度、再度申し上げますとイノシシが14頭でハクビシンが25頭となっているところでございます。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 3点目の近隣市町との地域連携についての再質問を行います。

会議はこの先継続していくのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 今後会議のほうは継続していくのかというようなご質問でありますが、どの地域に出没しているか、捕獲されているか、それぞれの状況等を把握する上で、

各自治体等の取り組み状況を把握したりというようなもので、継続することが大変有意義であると考えておりますので、本年度も継続して行えるよう関係する自治体のほうに呼びかけていくつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） それで、3点目の近隣市町との地域連携について再々質問ですか、行います。

近隣市町との地域連携についてなんですけれども、連絡会議の中で銚子市が電気柵設置の補助を行っているとのことで、市でも要望があれば検討したいそうだが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、電気柵の補助のほうはどうかというようなご質問でございます。

農地のほうを防護柵等で覆うのは有害鳥獣対策の手段の一つでありまして、大変効果が考えられるものであります。市の対策事業では現在、防護柵等の設置の補助は行っておりませんが、農家が購入し設置した場合に市のほうが補助ができるのかどうか、そういった点につきましてはいろいろな意見があるかと思いますが、今後ちょっと検討して、そういったものが進んで鳥獣被害のほうが防止できるのであれば検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 今の話の中で電気柵についてなんですけれども、この千葉県下で5市町村ですか、現在補助を行っているという現状を私は聞きました。本市でもぜひ有害鳥獣対策の手段の一つ、今課長のお話にもありましたように、有害鳥獣対策の手段の一つということですから、本市でも取り上げていただければなと思います。また、その電気柵につきましてはハクビシン等、結構効果があるというような話も農家のほうから聞いていますので、ぜひそういったあれが農作物の被害拡大、人的被害が出る前に、早目の対策をお願いしたいと思っています。

これで私の一般質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○議長（向後悦世） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（ 1 2 番 伊藤 保 登壇）

○ 1 2 番（伊藤 保） 議員番号12番、公明党、伊藤保、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い質問をいたします。

時は平成から令和に変わり、新しい時代を迎えました。今の世界情勢を見ますと、ヨーロッパなど海外では保守主義やポピュリズムなどが台頭して、政治が不安定になりつつある中で、日本は政治が安定することで経済などさまざまな分野でも、また、国際社会からも信頼が増してきております。旭市も合併から間もなく14年になり、災害に強いまち、安心して暮らせるまち、生涯を通して住みよいまちになるように努めなければならないと考えている一人です。

早速質問に入ります。

国はこの10月より消費税率を10%にする中で、軽減税率導入や社会保障の充実といった対策を打ち出すようですが、この10月より幼児教育・保育無償化になりますが、幼保無償化について2点ほど伺います。

現行の内容について。旭市では第3子以降無料化、また、この4月より市の単独事業で主食部分を無料化する予算案595万円が当初予算に反映されていますが、現行の内容を伺います。

2点目に10月からの変更内容について詳しく伺います。

続いて2項目めですけれども、高齢化社会について。今後、人口減少とともに大きな問題が高齢化に伴う現象であります。現在、各地域で問題になるだろうと思われる3点を質問いたします。

1点目に、側溝清掃について。合併前から各地域では住民が日曜になると総出で側溝の清掃をしてきました。当時はまだU字溝が主流であったと思います。現在の市道は側溝にふたがされており、年齢を重ねてきてふたを持ち上げることが困難な地域もあり、また、交通量が増えて地域住民には危険を伴うこととなります。現状どのような側溝清掃などを行っているのか伺います。

2点目に、ごみ出しについて。広域ごみ処理施設が完成する予定となっていますが、高齢者世帯が増える傾向にある中で、手押し車などで地域のごみ収集場にごみを持っていく高齢者の姿が見られます。現在の状況、そして収集場の申請の仕方、方法などを伺います。

3点目、コミュニティバスなど公共交通機関に頼る高齢者が増えていく中で、コミュニテ

ィバスの本数が少なく、正月など運行が休みであります。タクシーで往復した場合は1万円近くになって治療費より多くかかってしまう、こういう声も聞かれております。限られた生活費の中で厳しいとの声も耳にします。また、買い物をしたくても行けないとの声もありますが、現在、社会的ニュースになっている高齢者ドライバーの事故を防止するためにも、よりよい公共交通サービスが必要と考えますが、現在どのような交通手段のサービスがあるか、買い物や通院について伺います。

3点目、風疹ワクチン接種について。風疹ワクチン接種が予算化されましたが、一緒に住む夫が風疹にかかると、感染した妊婦のおなかの中の赤ちゃんが後遺症などで重篤な症状になる確率が高いと言われております。そこでこの公費負担の風疹ワクチン接種の内容について伺います。

以上、1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席で行いますので、明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） ただいまの質問のうち、1番の幼保無償化について、（1）現在の内容について、（2）変更内容について、お答えいたします。

初めに、（1）について回答します。

現在、旭市に住所を有し保育の支給決定を受けた児童が保育所及び認定こども園などを利用した場合、保育料を徴収しております。保育料の額は、国の基準を参考に最高金額を月額4万3,000円としており、世帯の所得区分に応じて保育料を設定しております。

本市では、保護者の経済的負担を軽減するため、国基準より低く設定し、差額については、旭市が負担しております。生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯のうち、ひとり親世帯や障害児者がいる世帯につきましては、保育料が免除されております。そして、国の多子軽減制度や市町村民税所得割合算額に応じて、第2子は2分の1、第3子以降を無料に軽減されております。

また、旭市独自の制度で、市町村民税所得税割にかかわらず、18歳に達した以後の最初の3月31日までの児童が3人以上いる世帯の第3子以降の児童の保育料を無料としております。

続きまして、給食費でございますが、給食の取り扱いにつきましては、教育に係る認定の児童、俗に言う1号認定の児童につきましては、給食費、主食及び副食が実費負担となって

おります。そして保育に係る認定のうち、3歳から5歳の児童、俗に言う2号認定の児童につきましては、保育料の中に副食費が含まれておりますので、主食費について実費徴収となっております。

旭市においては、この4月から公設公営保育所において、週5日の主食提供を実施しております。そして、ゼロ歳から2歳の児童、俗に言う3号認定の児童につきましては、保育料の中に給食費、主食及び副食分が含まれております。

続きまして、(2)の変更内容について回答いたします。

この10月から幼保無償化ということで、無償化の対象範囲につきましては、各施設を利用する3歳から5歳までの全児童が保育料無償化の対象となります。ゼロ歳から2歳までの児童につきましては、引き続き生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の児童が無償化の対象となります。また、認可外保育所につきましては、無償の上限額を設定するなど条件付きの無償化となります。

なお、この無償化制度におきまして、これまで保育料の中に含まれていた給食費主食分及び副食分は原則対象外となるため、通園送迎費や行事費等と併せて各施設において実費を徴収することとなっております。しかし年収360万円相当の階層世帯まで、副食分については免除の対象となる予定でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、2項目めの高齢化社会についての、初めに1点目、側溝清掃についての現状についてお答えさせていただきます。

側溝清掃につきましては、市が管理しております側溝等へ生活排水が流入している部分について、地元から事前に提出していただいております道路側溝清掃計画書に基づき、回収の日程が重複しないよう調整を図りながら、地元との共同作業を実施しております。

作業方法につきましては、地元の方々に泥上げを実施していただき、上げていただいた汚泥につきましては、市が委託している収集運搬業者及び環境課において回収をしております。

委託業者につきましては、汚泥量の多い箇所の回収と地元の方々では難しい大型水路の清掃を実施しております。

続きまして、2点目のごみ出しについての現在の状況及び集積所の申請方法についてお答えさせていただきます。

現在の状況についてですが、旭市内にはごみステーションが約1,300か所あり、設置、管

理については、地元の区や自治会等が行っております。

次に、集積所の申請方法についてお答えします。

ごみステーションを設置する場合には、管理者を決めていただきまして、地元の区や自治会などから申請をしていただくことになり、おおむね10世帯以上が利用することを原則としております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、大きい2番の高齢化社会についてのうち、（3）の買い物や通院について現在高齢者向けにどのような交通サービスがあるのかにつきまして、買い物や通院など本市で行っております支援事業についてお答えいたします。

まず、買い物支援についてでございますが、介護保険給付サービスのうち、在宅サービスといたしまして、要介護1から5の方への自宅での日常生活の手助けといたしまして、訪問介護サービスがございます。これは、ホームヘルパーなどが居宅を訪問いたしまして、買い物などの生活援助を行うサービスとなります。

また、要支援1、2、そして生活機能低下が見られる要支援状態となるおそれのある高齢者、いわゆる事業対象者の方に対しまして、介護予防、訪問型サービスによりまして、要介護の方と同様に買い物援助などのサービスを受けることができます、

次に、通院などの支援につきまして申し上げます。

移動方法としまして、車椅子やストレッチャーを利用しなければならない、一般の交通機関であるバスやタクシーなどを利用することが困難な、おおむね65歳以上の高齢者及び下肢不自由な40歳以上の障害者の方に対しまして、医療機関への受診や入退院または介護予防事業所等へ専用車で送迎を行う高齢者等外出支援サービス事業がございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは私からは、大項目3の成人に対する風疹予防接種実施内容についてお答えいたします。

現在、成人の風疹対策として行われている予防接種は、予防接種法に基づく定期接種としまして、昭和37年度から昭和53年度までに生まれた男性が追加対象者となりまして、風疹抗体検査と予防接種が公費で受けられるようになりました。

これは今年度から令和3年度まで、3年間の時限実施となります。初年度に当たる今年度

は、クーポン券を昭和47年度から昭和53年度までに生まれた男性に既に送付しております。

もう一つは、平成30年の風疹流行状況を踏まえまして、妊婦への感染を防止する観点から、市町村が実施する任意接種助成に対しまして、千葉県の助成制度が平成30年12月25日に制定されたため、それに伴いまして旭市も助成をするものです。

対象者といましては、千葉県等の風疹抗体検査をまず実施し、抗体価が低いと判定された方で妊娠を希望する女性及びそのパートナー、または妊婦のパートナーとなります。

助成額は風疹の単独ワクチンが4,000円、麻疹風疹混合ワクチンが6,000円となっております。

私からは以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市のこの子どもの手当のほう、非常によくできていると思うんですが、今のは公立の保育所でございますけれども、現在の保育所、それから幼稚園は公立保育所と違いがあると思いますが、民間保育所、幼稚園は、これはどのようなことになっているのか。また、今後公立保育所と同じようになるのかお聞きします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） それでは、再質問につきましてお答えいたします。

まず、民間の保育所についてということでございますが、まず保育料の徴収について、民間と公立も含めて、徴収の仕方についてご説明いたします。

保育所における保育につきましては、児童福祉法に基づき市町村が実施することとされております。そのようなことから、施設が徴収する法定代理受領でなく、保育料につきましては市町村が徴収することになっています。こちらは保育所部分です。したがって、公設公営保育所12施設、公設民営保育所1施設、民間認可保育所5施設分の保育料は市が徴収しております。

また、認定こども園3施設につきましては、確実に教育、保育に要する費用に充てることとされているため、施設が市町村から法定代理受領する仕組みとなっておりますので、直接施設が保育料を徴収しております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課からは、私立幼稚園に関する補助金等についてご説明いたし

ます。

現在、保護者に対する子育て支援策としては、私立幼稚園就園奨励費補助金という制度がございます。

私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、保護者が負担する入園料、保育料に対する補助でありまして、世帯所得や子どもの数、兄弟の年齢等さまざまな区分ごとに細かく補助限度額が設定されております。年間の補助限度額の最大は30万8,000円、最小は6万2,200円となっており、国が3分の1、市が3分の2を負担している補助事業でございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 明智市長が打ち出した子ども子育て支援策として現在、第3子以降無償になっておりますけれども、この第3子以降無償になっているということでございますけれども、食費などはこの第3子以降はかかっているのでしょうか。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 旭市独自の制度で第3子以降の保育料を免除している方、その場合、給食費が副食分になります。副食分を含めて免除の対象となっております。

また、3歳以上の児童につきましては保育料の中に副食費が含まれているため、主食分のみの徴収となっております。民間保育所及び認定こども園につきましては、主食の取り扱いが施設によってさまざまでございます。主食分を徴収している施設、こちらは2施設、主食を持参していただく施設、こちらも2施設、また、主食を園が提供している施設が4施設となっております。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 私立幼稚園についてご説明いたします。

第3子以降につきましては、私立幼稚園第3子以降就園補助金の制度により、入園料、保育料及び給食費を無償となるよう補助しておりますので、食費はかかっておりません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 旭市が今現在負担している経費というのは、どのぐらいになるのか教えていただきたいのですが。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 現在旭市が負担している経費につきましては、主なものとして、民間保育施設への運営費の給付、俗に言う施設型給付費がございます。平成30年度の決算見込額、概算でございますが、民間保育所分が市内5施設で約6億750万円、管外分を含めると約6億3,100万円でございます。

認定こども園につきましては、市内3施設で約2億5,000万円、管外分を含めると約2億5,500万円でございます。

なお、給付費につきましては、保育所分については、国基準の保育料を含めた給付費額で認定こども園につきましては、市の保育料を差し引いた額を給付費として支払っております。

財源につきましては、国が2分の1、県及び市がおのおの4分の1となっております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から、私立幼稚園についてご説明いたします。

今年度の予算ベースで試算しますと、園児90人に対し911万3,000円が市の負担となっております。財源の負担率に関しましては国が3分の1、市が3分の2を負担している補助事業となっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） では、2番目の質問ですけれども、この施行後の旭市の負担額は幾らぐらいになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今回の無償化制度の施行に伴いまして、市の負担の影響が一番多くなるのは、事業費名で申し上げますと、まず歳入では保育所運営費の負担金、民間の保育所の保育料でございます、及び公立保育施設費保育料、干潟保育所を含む公立保育所の保育料でございます。その収入が約1億200万円ほど減額となります。

また、歳出で申し上げますと、認定こども園施設型給付費給付事業、こちらは約2,245万円の支出の増額となります。

それらを含めて、市が今年度無償化移行に伴う影響額、負担額というのは総額約1億1,400万円となります。今年度につきましては、子ども子育て支援臨時交付金の中で全額、

国の負担とされております。

以上です。

○議長（向後悦世） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 庶務課から私立幼稚園についてのご説明をいたします。

現在、国から示されております幼児教育無償化の件につきましては、私立幼稚園につきましては月額2万5,700円を上限に、満3歳から5歳の全園児が無償化となる予定でございます。年額にしますと30万8,400円でございます。現在の私立幼稚園就園奨励費の最大の補助限度額が30万8,000円と、ほぼ同額となっております。

これで新制度に移行しまして、私立幼稚園の財源の負担率が先ほどの率と違しまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1でございます。上限額、月額上限額の2万5,700円で試算した場合は、園児90人に対して693万9,000円が市の負担となりまして、現在で考えているものよりも約200万円くらいが下がるというふうな試算になっております。

なお、無償化となった本年度の半年分、後半の半年分の利用者負担額分の市町村負担額4分の1についても、本年度に限り国において措置されるというふうな制度になっているということです。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 無償化というと、これは全部無料というふうに考えてしまう方もおります。実は私も全部無料になるというふうに思っていたんですけども、先ほど主食部分だけは旭市が単独でやっているということでございますが、この主食部分、そのままこれから残してもらえるのかどうか、この辺をお聞きします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 今年度から事業を拡大した主食提供につきましては、保護者の負担軽減及び主食の統一というところを図るために、継続して提供してまいりたいと考えております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは副食代、4,500円ぐらいヒアリングのときにかかるということなんですけれども、4,500円はどうしても負担することとなると思うんですけれども、この法律というのは恐らくずっとこのまま続くと思うんですけれども、その辺の見方というのか、

そういったものはどのように考えておられるのか、ちょっと伺いたと思いますけれども。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（石橋方一） 本来、保育料が無償になったことに伴いまして給食費主食分と副食分を実費負担ということになっておりますが、今までは保育料の中に副食分とか3歳未満児につきましては両方が含まれておりましたので、この制度になったからといって、いきなり給食費だけを徴収するということではないということで、国のほうも対象外ということになった次第でございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） じゃ、2項目めに入ります。

この告知方法、今の告知方法、これをしっかりやっていただきたいと思います。勘違いして全部無料というふうに思われてもしょうがないので。確かに4,500円は負担はいたし方ないのかなという気がしますけれども、やはりこれは4,500円というのは全部にかかってきますので、これも試算してみなければ分かりませんが、できれば少しでも安くしていただきたいというふうに思います。

次の質問ですけれども、私道の側溝については、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、私道の側溝清掃についてお答えさせていただきます。

地域住民による清掃作業により上げていただいた汚泥は、私道に付随する側溝の汚泥であっても市で回収をしております。

なお、清掃作業自体につきましては、側溝が個人等の所有物であるため、行政としては実施しておりません。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 側溝が所有物ということで、泥そのものは上げて持っていってもらえるということですが、現在の規定ができたというのは合併前に施行されていると思うんですが、それが合併して一つになったというふうには考えられますが、いつごろこ

れを施行されたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、現在の規定ができたのはいつごろかのご質問にお答えをさせていただきます。

現在のシステムについて、至った経緯と時期については、側溝清掃の効率化及び汚泥を適正に処理するために、平成17年7月の合併時から実施していると聞いております。

なお、具体的な規定についてはございませんが、地域の実情に合わせた対応をしております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは、なぜ聞くかという、海上や飯岡では、かなり前からやっているんですね。それを役場のほうで1か所に集めて今まで捨てていたという、そういう状況があるわけですが、これは今後、古い条例、改正をしながら、どうしたらいいのか、やっぱり対応策を検討しなければならないという時期に来ているのではないかというふうに思うわけです。

というのは、高齢化になりまして、また、空き家も増えております。そういった中で1人や2人の方が側溝を掃除しようということはちょっと、だんだん不可能になってくるのではないかなというふうに思います。衛生面でも、非常に私道とか、そういったところは、かなり難しいのかなというふうにあります。悪影響を及ぼしてくる気配になってきておりますので、この辺のところはぜひ見直しの検討というのはどのように考えておられるのか、また、これからしていくだろうと思いますけれども、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） 今後の対応策についてお答えさせていただきます。

高齢化に伴い、ふたの開け閉めや泥上げが困難で、側溝清掃の実施が難しい地区につきましては、原則として住民の方々と協働作業を実施させていただいております。

住民の方々には、清掃作業中の交通整理など、ふたのあけ閉めや泥上げ以外の作業にご協力をいただき、地域の実情に合わせた対応をしてまいりたいと考えております。

なお、今後の対応策としまして、高齢者の援助をできるようなボランティアの募集について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これはぜひ、近々恐らく近い時期に、そういう時代が来ると思います。ですので、よりよいそういったサービスを提供していかなくちゃならないのかなというふうに思います。特に私道とか、そのままになっているところが非常に多いので、その辺のところをよく現地を見て、状況を確認しながらやっていただきたいな、考えていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

高齢者のごみ出しですけれども、非常に大変になりつつあるわけですね。1,300か所ですか、集積所があるということですが、この1,300か所の集積所に持っていくその範囲がだいたい500メートルぐらい、それ以上またあると思いますけれども、そこを高齢者の方が持っていくというのは非常に難しいのかなというふうに思えてきているんですね。

そういう中で、今後そういったごみ出しの部分も先ほどと一緒に検討の課題にはなるのではないかなというふうに思いますが、今後検討していくだろうと思いますけれども、そういった部分はしっかりと対応していただけるのでしょうか。お願いします。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、高齢者のごみ出しについて、今後の対応についてお答えをさせていただきます

高齢者により、ごみ出しに困っている市民の対策としては、環境課としましては、戸別収集の実施や、ごみステーションの移設や増設をすることにより、困っている市民の近くに設置することなどが考えられますが、戸別収集につきましては費用の面から実施することが難しいと考えております。

今後、先進事例を調査、研究をしまして、今後の対応策といいますか、検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） ぜひ、これも検討課題の一つとなってくるであろう。現実には手

押し車で一生懸命運んでいる方を実際に見ておりますので、そういった形ではこれから高齢者が非常に増えてくるということですので、よろしくお願いします。

今後、クリーンセンターが中継施設になると思います。新しく広域ごみ処理センターができましたよね。そうすると、現在でも個人搬入があつて市道の交通に影響を及ぼしているという事実があるわけですので、この中継施設になった場合、個人搬入というのは、これはそのまま可能なかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、今後クリーンセンターが中継施設となると思うが、個人搬入は可能かについてお答えをさせていただきたいと思います。

今後の中継施設として、ごみの搬入をできるよう考えております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 今後できるということですが、ぜひ市道の交通の妨げにならないような、そういった対策も必要ではないかなというふうに思いますもので、その辺の対策のほうも考えていただいて、次の質問に移ります。

3点目の再質問ですが、これ、試験的にデマンド交通システムを導入するというところでございますけれども、このデマンド交通システムは1人でも乗車は可能なかどうか伺います。

○議長（向後悦世） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時15分

○議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） ご質問のデマンド交通の導入につきましては、来年1月の運行開始を目標として、現在、準備を進めているものでございます。

このデマンド交通の導入の目的ですけれども、市内に点在する交通空白地域の解消、またバス停まで歩くことが難しい高齢者等のために実施するためのものですので、お一方での利用も当然可能としております。

以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 今、1人でも使用可能というふうに伺っておりますけれども、何台ぐらいこのデマンドタクシーとしてキープするのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 台数のご質問でございます。

現在のところ3台を予定しております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 3台だと空いているタクシーもあると思いますので、分かりました。

この1人使用でも、利用料金というのは変わるんですかね、変わらないんですかね。例えば3人乗せたとしても同じなのか、それとも1人でも同じなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 一応1人でも、3人乗っても、金額的には1人当たりの金額は変わらない。ただ、今検討しているのは、多くの人数が乗った場合、乗り合わせのような形で自分たちで集まって、その場合には何か割引ができるかできないかというようなことは今検討しております。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） 私も前期高齢者になりましたので、使ってみようかなというふうにも考えておりますけれども。

次に、3点目の風疹ワクチンの接種について伺います。

この風疹ワクチンが予算化されたんですけれども、この告知方法というのは既に行っておりますでしょうか。対象者には郵便物で知らせていると思いますが、その郵便物とかそういったものも全部、国からの補助が出ているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（遠藤茂樹） それでは、お答えいたします。

議員言われるように、今年度定期接種の該当者、約3,000人に対しましては、既にクーポン券を発送しております。

ご質問の、郵送料などの経費に対する補助金はあるのかということでございますが、結論を申し上げますと、定期接種に関しましては、郵送料やクーポン券の印刷代などの諸費用につきましては国から2分の1の補助があります。

一方、任意接種につきましては、先ほど申し上げましたけれども、妊娠を希望する女性等の予防接種の費用に対しまして、市は単独ワクチンで4,000円、混合ワクチンで6,000円を助成しますが、その助成費用の2分の1を県が補助してくれるような形になっております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員。

○12番（伊藤 保） これは3年間の時限立法というお話でございました。ぜひ漏れのないようにこの3年間で終わらせていただきたいなというふうに思います。

私の質問は以上です。

○議長（向後悦世） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 米 本 弥一郎

○議長（向後悦世） 続いて、米本弥一郎議員、ご登壇願います。

（6番 米本弥一郎 登壇）

○6番（米本弥一郎） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、米本弥一郎です。

向後悦世議長より発言の許可をいただきましたので、令和元年第2回定例会にて、一般質問をいたします。

開会日の政務報告にもありましたように、今月1日東京2020オリンピック聖火リレーのルートが発表され、本市では来年7月3日金曜日、いいおかみなと公園からいいおかユートピアセンターまでがルートに選定されました。新聞には、地域の復興に向け、被災者を勇気づけるこれ以上ないよい知らせとの市民の声が掲載されました。本市の進める心の復旧、復興に大いに資するものと考えます。

また、自分の目で聖火リレーを見た市民、特に子どもたちには夢と希望を育むレガシーとなることを期待いたします。ルートに選ばれるために長期間さまざまな活動をしていただい

た関係の皆さんに心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従い２項目３点の質問をいたします。

初めに、全国第５位、582億円の農業産出額をさらに押し上げる方策をお伺いします。

今回は、施設園芸の振興策について。現在、施設園芸に対する支援はどのようなものがあるかお伺いします。

２点目は、農業者がかなり苦慮されている作物残渣の処理についてお伺いします。栽培を終了した園芸作物の茎葉を野焼きしていて、警察や消防に通報されるケースがあるようです。この野焼きはどのような規則で禁止されているのか、罰則等はあるのかお伺いします。

３点目は、外国人住民についてお伺いします。私の家の近所で、自転車に乗っている外国人と思われる方を多数見かけます。この方々は、市内に居住されていると思いますが、共生社会を築くには、この方々のことを知ることが第一歩であると考えます。そこで外国人の在留資格別の人数、その推移、また国籍別の人数をお伺いします。

１回目の質問は以上です。再質問以降は自席で行わせていただきます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農業振興のうち、（１）の施設園芸の振興策につきまして、どのようなものがあるのかということで、お答えさせていただきます。

本市の基幹産業の農業におきましては施設園芸を含めた園芸農業は重要な部門であり、ハード、ソフト両面から支援を行っているところでございます。

施設などのハード面については、県の補助事業であります「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業に対して、市が上乘せの補助を行っております。具体的には認定農業者が行います園芸生産施設の整備や改修、省力エネルギー型機械・装置の導入等について、支援を行っているところであります。

経営などソフト面については、関係機関で構成しております旭市担い手育成総合支援協議会による認定農業者になるための農業経営改善計画の作成の支援を中心として、農業の持続的発展のため、担い手である認定農業者等の確保、育成を進めているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、（２）作物残渣の処理の禁止、罰則等についてお答えをさせていただきます。

野焼きの禁止については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の焼却禁止に該当します。

罰則としては、第25条で5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、または両方を科せられる場合がございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 大きい項目2番、外国人住民との共生ということで、ともに生きる地域社会を目指してということで、外国人の在留資格別の状況、また国籍別の状況という質問でした。5年前と比較してお答えいたします。

外国人登録されている方の在留資格についてですが、平成31年4月1日現在の状況で人数の多い主なものを申し上げます。外国人登録者数全体で1,436人のうち、技能実習が693人、永住者が304人、定住者が124人です。このうち、技能実習につきましては、在留資格として入国1年目の技能実習1号、入国2から3年目の2号、入国4から5年目の3号に区分されていますが、技能実習1号から3号の合計で申し上げました。5年前の平成26年4月1日現在と比べますと、外国人登録者全体では469人増加しており、そのうち技能実習で315人、永住者で28人、定住者で36人、それぞれ増加しております。

また、国籍別の状況ですが、平成31年4月1日現在の状況で人数の多い国がタイ400人、中国367人、ベトナム184人です。5年前の平成26年4月1日現在と比べますと、タイが121人、ベトナムが165人増加し、中国は14人減少しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

それでは、再質問をいたします。

ハード事業の「輝け！ちばの園芸」事業への昨年度の市への要望件数、県の採択、不採択の件数、また、今年度の状況をお伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、「輝け！ちば」の平成30年度の要望件数等の状況についてご回答申し上げます。

事業の実施要望については、次年度の事業実施に向け、6月末までに要望を受け付け、次

年度の市の当初予算に全て計上しておりますが、県では県内産地の強化、優良かつ積極的な担い手を支援するため、ポイントによる優先採択を行っております。市から要望した案件全てが採択されるとは限らない状況になっておりますが、昨年度は、平成30年度については、県へ申請した27件のうち27件全てが採択となり、事業を実施することができたところであります。

本年度につきましては、県へ申請いたしました17件のうち14件が現在のところ採択となり、3件のほうは不採択となっております。また、不採択となった農業者につきましては、申請内容を精査し、次年度の採択に向け支援を行っていく予定で考えているところであります。

以上です。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 引き続き、全員が採択されるよう、ご支援をお願いいたします。

近隣の若手農業者から、施設を建てるために水田を埋め立てたいが、そのための助成をしてほしいとの要望をいただきます。かつては水田埋め立てに助成があったようですが、今はないようです。そのため、平成29年第1回定例会で市長は、埋め立てに対する助成事業を研究していきたい旨の発言をされています。この研究はその後どうなったのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、埋め立ての関係で以前の答弁で市長のほうから前向きな研究というようなことでございました。

内容的に農水産課のほうでお答えさせていただきたいと思いますが、米の生産調整の関係で補助事業のほうは過去に実施をされておりました。水田を埋め立てる国・県の補助事業は、平成12年度で終了しております。一般的には、水田の埋め立て工事を行うよりも、現在の畑等の単価がかなり安価で購入できるような状況でありますので、経営的には畑の購入あるいは借用するほうが有利であると考えられております。

なお、畑を購入する場合には、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画等を活用いただきまして、また、借用する場合は千葉県農地中間管理機構等を活用することで、より有利な方策で実施が可能ではないのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） 水田を埋め立てるよりも畑を購入するほうが安価にできるということですが、畑を売買する場合の支援はあるのか、また、畑を借用する場合の貸し手と借り手のマッチングはどのように進めているのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、お答えいたします。

例えばなんですけれども、農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画等により農地を買った場合には、一定の要件を満たしていれば、買い手に対しまして市が嘱託登記を行う、またその際に発生します登録免許税のほうが減額される等のメリットがあります。

売り手側のほうにつきましては、農業経営基盤強化促進法により、所得税や住民税の譲渡所得の特別控除が受けられることになっております。

借り入れる場合には、千葉県農地中間管理機構を利用しますと、農地を貸したい方、借りたい方の両方にメリットがあるよう、その中間管理機構のほうでいろんな調整を行ってまして、また、専門の職員のほうが千葉県海匝農業事務所のほうに配置されておまして、この制度を有効的に活用できるような支援を現在いただいているところでございます。

以上です。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

必要な情報が必要な人に届くよう、アウトリーチという手法も活用していただくようお願いして、2点目の再質問をいたします。

この廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的、目指すものは何か、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには、廃棄物の排出を抑制し、適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことが必要であり、このため廃棄物の処理及び清掃に関する法律が定められています。

野焼きを行うと通常、焼却温度が200度から300度程度にしかならないため、毒性の強いダイオキシンの発生原因になるとも言われております。焼却によって大量の煙が発生すれば、周辺の生活環境が悪化するものでございます。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） この法律の施行令第14条4号は、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却を焼却禁止の例外としています。作物残渣の野焼きが、このやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却に当たるのか、お伺いいたします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（木内正樹） それでは、お答えさせていただきます。

農業者が排出する野菜残渣等が焼却禁止の例外になるかは、千葉県としても明確な回答ができず、個別の事案ごとに市が判断しているところでございます。農業は旭市の基盤産業であります。ちばみどり農業協同組合の旭所属部会より、農業用ハウス残渣焼却処理の廃棄物処理法例外についての要望書をいただいております。

市といたしましては、周辺的生活環境に与える影響が軽微なものの焼却について、千葉県と相談しながら、対策を検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 明智市長。

○市長（明智忠直） 私もキュウリづくりを長年やってみまして、やはり旭の農業を守るために永年にわたって病原菌が残る、そういったような残渣があるわけでありまして、そのまま放置しておきますとその病原菌はいつまでも残るというようなことの中で、やはり焼却処分する以外にはないというようなことが私自身もずっと思っていたところでありまして、そうしたことを国と県とよく相談をしながら、そのやむを得ない条項に対応してもらえればいいなど、そのためにもやはりある程度の基準、病気の種類、あるいは場所、そして範囲、量、そういった部分の条件を整えながら、これから県とよく相談をしながら、なるべくそういったことができるような状況にしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

先ほど伺ったように、この法律の目的は、生活環境と農業者を含めた市民の健康と命を守ることです。この目的と農業振興が両立するように、国・県また農業者と検討していただく

よう要望して、3点目の再質問をいたします。

最も人数が多く、増加も著しい技能実習生についてお伺いします。技能実習生が旭市に住むためにどのような手続きをするのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） 技能実習生に限らず、外国人転入者に対しましては、法務省入国管理局から氏名等の基本的身分条項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が添付された在留カードが交付されます。この在留カードを持参の上、市役所で転入の手続きをすることで住民登録となります。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） それでは、住民登録をした技能実習生の権利と義務はどのようなになっているのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（遠藤泰子） お答えいたします。

一般的な外国人住民の権利、義務について申し上げますと、権利につきましては、日本国籍がないので選挙権、被選挙権などは認められておりませんが、そのほかの公共サービスは日本人と同様に受ける権利があります。

また、義務につきましては、住民登録されておりますので日本人と同様に納税の義務や健康保険、年金、介護保険等の保険料を支払う義務が発生しております。

以上でございます。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

平成30年12月に出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法が改正され、本年4月1日に施行されました。これにより特定技能という新たな在留資格が導入され、さらに外国人住民の増加が予測されます。外国人住民も地方交付税の算定にカウントされ、地域で働き、スーパーなどで買い物をするなど、市の財政や経済にプラスとなる生活者です。今後、外国人が増えていく中で、ともに生きる地域社会を築くために、市としてどのような対応をしていくのかお伺いします。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（小倉直志） 今後市としてどういう方針で外国人に対していくのかというご質問にお答えいたします。

現在、旭市におきましては、外国人向けのサービスとして、市のホームページを外国語、こちらは英語、中国語、韓国語での表記対応をしております。

また、ごみの分け方、出し方のパンフレットを英語、中国語、タイ語でそれぞれ配布し、ごみ袋にも外国語表記、こちらは英語と中国語でございますけれども、などの対応をしております。

また津波ハザードマップ等のパンフレットにも一部、外国語表記をとっております。

その他、市民生活課と税務課の窓口及び学校教育現場での自動翻訳機、ポータブルの自動翻訳機ですけれども、その活用について、今年度中の導入を検討しております。

今後、新たな在留資格制度などにより、外国人の増加が予想されます。引き続き旭市における外国人住民との共生につきまして、先進事例等を参考に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○6番（米本弥一郎） ありがとうございました。

○議長（向後悦世） 米本弥一郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、次回はあす定刻より会議を開きます。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時43分